

消費税の還付請求

Q : 私は貸駐車場業を営んでいますが、来年隣接地に貸倉庫を建築し、賃貸することになりました。貸駐車場業の収入は毎年300万円程度ですので従来から免税事業者でしたが、来年は貸倉庫の建設費が多額に発生するため消費税の還付を受けたいと考えています。届出方法を教えてください。

A : 平成16年12月31日までに「課税事業者選択届出書」を提出してください。

【解説】

個人事業者の場合、基準期間（前々年）における課税売上高が1,000万円（平成16年分までは3,000万円）以下であれば、消費税の納税義務が免除されます。しかし、設備投資を行った場合など多額の課税仕入れが生じるときは、免税事業者であっても、課税事業者となって申告を行い、消費税の還付を受ける方が有利なこともあります。

貴方の場合、貸駐車場業の収入が年300万円程度ということですから、本来であれば来年も消費税の納税義務は生じませんが、多額の課税仕入れが発生するため消費税の還付を受けるといのであれば、平成16年12月31日までに「課税事業者選択届出書」を提出して平成17年から課税事業者となる必要があります。

ただし、いったん課税事業者を選択すると2年間は免税事業者にもどれませんので、平成18年も課税事業者となります。この場合に簡易課税を選択する方が有利なときは、平成17年12月31日までに、「簡易課税制度選択届出書」を提出してください。

